

# 2020年春闘 今後のたたかい方(2)

2040年4月9日 自交総連

## 1. 第42回中央委員会以降のとりくみ経過

### (1) 第42回中央委員会で決定した統一要求と課題

自交総連は1月28、29日、東京・全労連会館で第42回中央委員会をひらき、『道路運送法改悪阻止、地域公共交通の充実、賃上げ、職場権利の確立2019春闘』をスローガンとする春闘方針を決定した。

「基本的な要求・課題とたたかいの力点」では、①みんなに賃上げを、底上げ闘争の強化 ②職場権利の確保、リストラ「合理化」阻止 ③自家用有償運送拡大・道運法改悪阻止、政策要求実現——を確認。「たたかいの基本方向と組織の強化拡大」では、①学習春闘を重視し、全員参加で要求を練り上げる ②みんなで決め、みんなの力を合わせ、みんなで行動を ③地域に結集し、政治を変える春闘の前進を ④仲間を増やし、組織の力をつけ、魅力ある自交総連の確立を——を重視し、春闘の具体的な展開をはかることにした。

### (2) 具体的な闘いの経過と到達点

#### ① 中央闘争委員会等で決定・確認した対応方針

2020年春闘では、自家用有償運送拡大・道運法改悪阻止のたたかいが急を要するため、例年より早く19年12月18日の第1回中央執行委員会で中央闘争委員会を設置し、「2020年春闘と道運法改悪阻止闘争の当面する対策」を決定、3月4日の第3回中央執行委員会で「2020年春闘 今後のたたかい方」を決定した。

#### 【第1回中央執行委員会（19年12月18日）の決定要旨】

（全文はホームページに掲載、闘争指令1参照）

#### 1. 自家用有償運送拡大、道運法改悪阻止のとりくみ強化

- (1) 交政審地域公共交通部会の動向
- (2) 自交総連のとりくみ

(3) 今後の状況と当面するとりくみ

- ①署名運動、②宣伝行動、③自治体要請、懇談等、④国会行動、集会（1～2月）、⑤中央行動、議員要請行動（3月）、⑥全国いっせいストを含む職場集会の実施（4月）

2. 2020年春闘準備

2月1日タクシー運賃改定でのノースライド、労働条件改善

3. 組織拡大強化の前進を

### 【第3回中央執行委員会（3月4日）の決定要旨】

（全文はホームページに掲載、闘争指令2参照）

1. 道路運送法改悪阻止のとりくみ強化

- ①法案閣議決定、道運法改定部分の成立阻止、運用での規制緩和阻止
- ②3月5日中央行動、新型コロナウイルス感染拡大のため決起集会は中止、議員要請、国交省・厚労省交渉に全力をあげる
- ③4月13～17日の間にストを含む職場集会や全国いっせい宣伝決起行動、法案の審議状況に合わせて、国会前での座り込み、宣伝行動、議員へのファックス・はがき要請行動など
- ④安心・安全な公共交通を守るため地方自治体要請、地方労連と協力

2. 賃上げと確実な労働条件改善を

(1) すべての職場組織が要求書を提出し、春闘決起へ

- ①要求提出3月6日まで、回答指定日3月19日まで
- ②全労連・国民春闘共闘委員会の3・12統一行動への参加
- ③運賃改定、新型コロナウイルス対策でのタクシー協会交渉等実施
- ④4月13～17日、ストを含む職場集会や全国いっせい宣伝決起行動

(2) 運賃改定での労働条件改善、職場権利確立の課題

- ①タクシー運賃改定地域で「ノースライド」「運転者負担の見直し」
- ②運転者負担の廃止
- ③新型コロナウイルス対策
- ④非正規労働者の底上げ
- ⑤重点要求を定め、必ずかちとる
- ⑥事業再編や廃業・撤退、譲渡譲受等への対処

3. 安倍政権打倒、悪政を変えて生活向上を

4. 組織拡大強化計画を立て、すべての組織で前進を

- ①「組織拡大強化新2か年計画」にもとづき地方ごとに計画
- ②組織拡大月間は3～5月、運賃改定時のスライド賃下げ阻止、労働条件改善の訴えを重視、全労連最重点計画へのエントリー計画

③ブロックごとに空白県・少数県を含む宣伝計画を実施する

## ② 統一行動及び省庁交渉等のとりにくみ結果

### 1) 統一行動の実施状況

統一行動の配置と実施状況は、次のとおりである。

2月1日（1月31～2月3日のゾーン） 春闘スタート、白タク合法化  
阻止、規制強化 いっせい宣伝行動

3月5日 自交総連中央行動

### 2) 省庁交渉等の結果

3月5日 国交省交渉（高城委員長他13人） 情報電子版6号参照

厚労省交渉（高城委員長他13人） //

3月6日 全タク連要請（文書で申し入れ） //

3) 自家用有償旅客運送の拡大ではなく地域公共交通の充実を求める署名は、4月1日現在、1万7758筆が集約されている。

## ③ 政治、政策課題に関わるとりにくみ

3月10日 参議院国土交通委員会で武田良介議員（共）が新型コロナウイルスのバス・タクシーへの影響、労働者の救済について質問

3月24日 衆議院本会議で地域公共交通法案（道運法改悪）の趣旨説明、高橋千鶴子議員（共）が代表質問

## 2. 2020年春闘の現状と到達点、今後のたたかい方

### (1) 新型コロナウイルス問題の発生と自交春闘の現状

新型コロナウイルスの感染拡大により、政府は4月7日、埼玉、千葉、東京、神奈川、大阪、兵庫、福岡の7都府県を対象に5月6日までの緊急事態宣言を発出した。対象地域以外も含め全国で、学校の休校、イベントの中止、在宅勤務の増加、旅行や外出の自粛などのため、経済活動が急速に縮小し、バス・タクシー事業は営業収入の大幅な減少など甚大な影響が出ている。

貸切バスでは、すでに全国で倒産する企業が出ており、タクシーでも営収の落ち込みで経営危機に陥るところ、身売りするところなども出ている。

緊急事態に対応して、労働者の雇用を守り、大幅に減少している賃金の補

償、生活確保へむけたとりくみが求められている。

春闘要求で掲げている賃金改善や職場権利確立の課題は、旗を降ろすことなく維持し、道運法改悪阻止のとりくみもすすめながら、当面、労働者の生活を守るための緊急のとりくみに重点をおいて春闘にとりくんでいかなければならない。

## (2) 当面する重点対策と今後の闘い方

### ① 新型コロナウイルスの危機に対応する生活確保

- 感染者が急拡大しているもとの、労働者の命と健康を守るため、感染予防対策を充実させ、マスク、消毒薬の支給、ビニール仕切りなど感染予防設備の設置を求める。公共交通機関の重要性にかんがみ国交省、厚労省にも優先的なマスクの確保などの措置を求めていく。

はっきり感染とわからない段階でも早めに休めるよう、特別休暇制度の整備を緊急に求める。

- 営業収入の急減で経営状況は危機に瀕しており、公共交通機関であるタクシー事業を維持するため、営業収入の減収分を補填する措置を国・地方自治体に求めていく。

- 乗客の減少でタクシー運転者の賃金（歩合給）は急速に減少し、最低賃金を下回るケースが多発している。経営者の一部には、最低賃金の例外的・弾力的運用とあって、手待ち時間を休憩時間とみなして違反をまぬがれようとする動きもある。こうした違法行為を許さず、最低賃金法、出来高払い制の保障給など法令を守らせる。

落ち込んだ営収に輪をかけて賃金の低下を招く累進歩合制度の廃止、足切りの廃止・減額を緊急にとりくみ、直ちに実施させる。

- 雇用の確保、営収の回復（タクシー、一人当たり）のため、計画的な休業を行わせる。貸切バスでは全員休業、タクシーでは半分や3分の1ずつ、高齢者など部分的な計画休業をすることで、休んでいる者には休業補償、出ている者には営収回復の効果が期待できる。コロナ対策の特例で雇用調整助成金により、解雇を行わない場合には会社が支払った休業補償の9割まで補填されるので、会社と交渉して労使で休業計画を立て、会社に申請させる。
- 収入が減少している労働者への直接給付策を政府に求めるとともに、特別休暇策定の助成金や小学校休業の保護者への補償など、新たに特例が設けられた制度で、使えるものは最大限活用して、雇用確保、労働者の生活保障にとりくんでいく。

(資料「新型コロナウイルス関連 緊急にとりくむ方針、活用できる制度」参照)

## ② 春闘要求獲得をめざすとりくみ

- 春闘要求は、緊急事態を理由に取り下げることなく提出して、一職場一重点要求の設定を含めてたたかう。
- コロナ問題での緊急要求を先行させつつ、春闘の賃上げ、職場要求については、実施時期などについては柔軟に対応したうえで、粘り強く交渉して、決着をめざしていく。
- 重点要求の獲得については、3月4日に決定した「今後のたたかい方」で示した課題にもとづき、①タクシー運賃改定地域でのノースライド、②運転者負担の廃止、③非正規労働者の底上げ等を重視する。
- 春闘解決に際しては、次の3点を重視する。
  - 第1＝賃上げと一職場一重点要求の実現
  - 第2＝道運法改悪阻止や地域的政策要求実現にむけた共同の確認
  - 第3＝納得のいく内容での集約（全体的合意）と労働協約締結

## ③ 自家用有償運送拡大・道運法改悪阻止、権利確保のたたかいの重点

- 自家用有償運送拡大・道運法改悪を含む地域公共交通法案は3月24日に衆議院で趣旨説明・代表質問が行われ審議入りした。衆議院での委員会審議は早ければ4月上～中旬にも行われる可能性がある。
- 4月13～17日のゾーンで予定していたストを含む職場集会や全国いっせい宣伝決起行動については、コロナ問題でのイベントの自粛要請もあって、大規模な大衆行動が困難になっているが、「三つの密」（密閉空間、密集場所、密接場面）を避けるなど工夫したうえで可能なとりくみを実施する。
- 国会での審議状況に応じて、署名の提出、審議日の国会での行動（緊急事態宣言発出のため傍聴など可能なとりくみ）、議員へのファックス要請等の行動にとりくむ。
- 二種免許の取得要件緩和を含む道路交通法改正案も国会に提出されている。要件緩和には反対し、日本共産党議員団（内閣委員）への要請を行う。
- 自動車運転者の労働時間等の改善基準告示改正の審議が継続している。改正内容が実効ある労働時間短縮につながるものとなること、とくに休息期間11時間への延長を重点として要求していく。
- 倒産・廃業や経営統合等の動きに警戒心を強め、発生時には即応できる体制を確立できるよう努める。

#### ④ コロナ問題での緊急対策、安倍政権退陣、いのちと暮らしをまもる国民的共同のとりくみ

- 安倍内閣は、新型コロナウイルス対策での対応が後手後手になり、「営業自粛と補償はセットで」「国民一人ひとりに届く生活保障給付を」などの要求には背を向け、税金で個人給付はできないとの態度を変えず、1住所に2枚のマスクを配給するというパフォーマンスでごまかそうとしている。
- 国民への補償、給付のため大規模な財政措置を講じて、消費税の減税などの措置を政府に取らせるためにも、安倍政権退陣、悪政ストップのとりくみを、全労連・国民春闘共闘とともに強化していく。
- メーデー、憲法集会等については、開催方法が変更になる予定なので、それに対応して中央・地方で可能なとりくみを行う。

#### ⑤ 組織拡大を重視し、職場・地域内での加盟促進を

- コロナ問題での経営危機もあって、大手企業の傘下に入るようになった企業の労働者からの相談があり、労働組合を結成して自交総連に加盟することになった（東京地連）という拡大の経験も生まれている。運賃改定に伴うスライド賃下げについての相談も寄せられている。きびしい状況で、労働者の不安が高まっている状況に即応して、労働組合に入って生活と権利を守ろうという呼びかけをつよめる必要がある。
- 組織強化拡大月間（3～5月）前段の到達点をふまえ、すべての地連（本）は、一桁組合の解消、職場内多数派、未組織の組織化の課題を重点にとりくみ強化をはかる。また、ブロック協議会の機能を発揮し、組織化のための宣伝行動を計画し、成功させる。

以 上

## 新型コロナウイルス関連 緊急にとりくむ方針、活用できる制度

### 1. 賃金確保の緊急対策

	項目	内容	問題点、要求事項
春闘、賃金確保	春闘での賃金改善	春闘は要求を出してとりくみ、改善を求めるとともに、緊急にコロナ対策の交渉をする必要がある	基本的な労働条件の確保、重点要求を獲得するため、春闘要求は貫く（実施時期など弾力的な対応はありうる）
	足切りの廃止・減額	営収が大幅に減少するなか、足切り以下で賃率が大きく下がる制度がある場合、緊急に足切りを廃止あるいは引き下げる	足切りの前後で賃率が大きく変わるのは累進歩合であり、改善基準違反なので廃止すべきだが、当面減額させる労使交渉を緊急に行う

### 2. 賃金補償、雇用確保、生活保障のための法律・制度の活用

	項目	内容	問題点、要求事項
賃金	最低賃金（最賃法）	賃金が最低賃金を下回る場合は、差額が補填されなければならない	補填した事業者への国の支援策をつくることは必要だが、経営者の一部が要求している最賃法の例外的・弾力的な適用（適用除外）は認められない
	出来高払い制の保障給（労基法27条）	歩合給制度が採用されている場合、労働時間に応じ、一定額（改善基準通達で通常の賃金の6割以上）の賃金が保障されなければならない	労基法では額の規定はないが、改善基準で6割以上とされている。保障給＝前3か月の賃金総額÷総労働時間×0.6。保障給が最低賃金を上回る場合、保障させる
休暇・休業補償等	年次有給休暇	有休は、理由のいかんにかかわらず、いつでもとることができる	年次有休は本来、病気で使うものではない。病気のための特別休暇を要求して、制度をつくる必要がある
	特別休暇	年次有給休暇とは別の病気休暇など特別休暇の制度があれば活用できる。会社が制度をつかった場合、助成金が出る（下記参照）	コロナ対策のための緊急の要求として、有給の特別休暇制度をつくって、適用させることを求める。会社には助成金を申請させる

	休業手当 (労基法26条)	使用者の責による休業の場合 は平均賃金の60%以上の休業手当が支払われなければならない 会社が休業計画を立てて実施した場合、助成金が出る(下記参照)	コロナとわからない段階で労働者が自主的に休んだ場合、休業手当支払いの対象とならない 60%というのは法律の最低基準なので、労使交渉で引き上げることが必要。計画を実施させ、会社には助成金を申請させる
	傷病見舞金 (健康保険)	労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、直近12か月の平均の標準報酬日額の2/3に相当する金額が傷病手当金として支給される	最初の3日間は支払われない。その分の補填、支給額との差額を会社に補填させることを求める
	労災補償	業務又は通勤に起因してコロナウイルス感染症を発症したものであると認められる場合には、労災保険給付の対象となる	手続きは事業者になるので、適切に行わせる必要がある
現金給付	所得が減少した世帯への現金給付	世帯主の所得が減少した世帯に現金30万円を給付。条件は、 ①減少後の所得が年収換算で住民税非課税水準以下に落ち込む ②所得が半分以下になった場合は減少後の所得が住民税非課税水準の2倍以下 住民税非課税水準は、1人世帯年収100万円、2人156万円、3人205万円、4人255万円程度(東京の場合、地域で異なる)	住民税非課税水準を基準に線引きされるので、対象にならない場合が多く、不公平 適用条件の改正を求める
貸付	生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金の特例	①休業で一時的な資金が必要な人、②失業し生活の立て直しが必要な人に、上限20万円貸付、無利子(窓口は市区町村の社会福祉協議会)	貸付なので返済が必要 返済不要の労働者への生活支援が求められる



### 3. 事業者に対する助成制度・臨時休車等（コロナ対策の特例）

	内 容	問題点、要求事項	
助成金	雇用調整助成金の特例（6月30日まで）	<p>事業活動が縮小（1か月5%以上低下）した事業者が、一時的な雇用調整（休業、教育訓練または出向）を実施することによって、従業員の雇用を維持した場合に、支払った休業手当に対し助成される</p> <p>助成率は中小企業4/5、大企業2/3、解雇をしない場合は中小9/10、大企業3/4、上限8330円/日（教育訓練加算1200円）</p>	<p>労使協定を結んで、休業計画を立てさせる（貸切バス部門は全休とか、交代で半分ずつ休むとか、65歳以上の者が休むなど）</p> <p>特例で、計画届の事後提出可、残業相殺の停止（勤務している者は残業できなかったのを変更）、手続きの簡素化がはかられているので、ハローワークと相談して事業者が申請する</p> <p>助成額・上限のアップ、手続簡素化、期間延長が必要</p>
	時間外労働等改善助成金の特例 300人以下の中小企業のみ	<p>〈職場意識改善特例コース〉</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策として、特別休暇の規定を新たに整備した場合、対象経費の3/4（上限50万円）</p> <p>〈テレワークコース〉</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規で導入した場合、対象経費の1/2（上限100万円）</p>	<p>緊急に特別休暇制度をつくらせて、就業規則等の作成・変更、労働者への周知・啓発などを実施する必要がある</p> <p>上限額のアップ、助成条件の改善などが求められる</p>
	小学校の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援	<p>臨時休業した小学校に通う子、感染またはその恐れのある子、濃厚接触者の世話のために有給休暇を取得した保護者・親族に給与を支払った事業者を支給した給与の全額、ただし上限8330円/日</p> <p>業務委託の個人事業主は日額4100円</p>	<p>保護者として休んだ場合は給与を支払わせて、会社に手続きをさせて助成金を申請させる</p> <p>上限額のアップ、助成条件の改善などが求められる</p>
休車	タクシー臨時休車（国交省）	<p>需要の急減により臨時休車（①一時抹消登録②車検切れ状態で保有）を可能とする。自賠責・任意保険、定期点検の義務を免除</p>	<p>臨時休車で負担を軽減できるので休業計画を立てる場合に業者に活用させる</p> <p>もともと過剰な車両は減車させるべき</p>

現金給付	売上げが減少した中小企業・個人事業主への現金給付	売上げが半分以下に減少している場合、減収分の12か月を上限に現金を給付（金額の上限は中小企業200万円、個人事業主100万円）	個人タクシーは適用される 個人への給付同様、対象にならない場合が生じて不公平 適用条件の改正を求める
融資等	新型コロナウイルス感染症特別貸付 (経産省)	売上減少で当面の運転資金を調達するため、日本政策金融公庫や商工中金が特別貸付。3年間実質無利子、最長5年据置 民間金融機関から借り入れる場合は信用保証協会が保証	貸付条件等は経産省のホームページ参照。倒産危機打開、雇用の維持のために事業者を活用させる
	債務等の条件変更	すでに受けた融資の条件変更について、事業者の実情に応じて柔軟に対応するよう金融機関に要請	金融機関による貸しはがしはあってはならない。経営危機の場合、事業者から返済条件の変更を申し出て応じさせる

厚生労働省 コロナ関連ページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

経済産業省 コロナ関連ページ

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>